

長岡市告示第152号の5

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市デイサービスセンターみやうちの管理及び運営に関し必要な事項を次のように定めたので、長岡市老人デイサービスセンター条例（平成4年長岡市条例第33号）第7条第2項の規定に基づき告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 利用時間
午前8時30分から午後5時30分まで
- 2 休館日
無休
- 3 利用時間及び休館日を定める期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで